



# 鳥取県公報

平成 27 年 6 月 23 日 (火)  
第 8 7 1 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の変更の届出 (447) (障がい福祉課) . . . . . 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (448) (子育て応援課) . . . . . 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (2 件) (449・450) (農地・水保全課) . . . . . 2
	土地改良区の役員の就退任 (451) (東部農林事務所) . . . . . 2
	廃川敷地等の発生 (452) (河川課) . . . . . 3
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (453) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4
	土地改良区の役員の住所の変更 (454) (中部総合事務所農林局) . . . . . 4
◇ 労委告示	労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等 (1) . . . . . 4
◇ 正 誤	平成27年 4 月21日付鳥取県告示第295号中訂正 . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第447号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成27年6月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	変更年月日
医療法人清生会	倉吉市上井町一丁目13	訪問看護ステーション あげい	倉吉市伊木265-1	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成27年6月1日

## 鳥取県告示第448号

鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年6月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県地域で応援結婚機運醸成事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会	平成27年度に実施する地域で応援結婚機運醸成事業の受託者の選定に関する事項	平成27年6月23日から同年7月13日まで	子育て王国推進局子育て応援課

## 鳥取県告示第449号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、中山町畑地土地改良区の定款の変更を平成27年6月15日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年6月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第450号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、名和町土地改良区の定款の変更を平成27年6月15日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年6月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第451号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規程に基づき、次のとおり千代水土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年6月23日

鳥取県東部農林事務所長 山 根 健 介

退任した役員の氏名及び住所

理事 木村 英 明	鳥取市徳吉 121
〃 川上 英 一	鳥取市安長 564
〃 川上 博 永	鳥取市安長 356-1

〃	西 村 祐 司	鳥取市安長 566
〃	伊佐田 英 雄	鳥取市秋里 872
〃	山 本 憲 一	鳥取市秋里 811
〃	片 山 廣 道	鳥取市秋里 1129
〃	奥 田 寿 一	鳥取市西品治 641
〃	米 田 豊	鳥取市南隈 57-3
〃	中 島 建	鳥取市南隈 65
〃	宮 本 順 一	鳥取市晩稲 224
〃	宮 本 計 温	鳥取市徳尾 26
監 事	岡 田 幸一郎	鳥取市徳吉 185
〃	吉 田 一 夫	鳥取市南隈 11
〃	米 沢 憲 司	鳥取市秋里 830

平成 27 年 3 月 31 日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事	木 村 英 明	鳥取市徳吉 121
〃	川 上 英 一	鳥取市安長 564
〃	川 上 博 永	鳥取市安長 356-1
〃	西 村 祐 司	鳥取市安長 566
〃	山 形 茂	鳥取市秋里 800
〃	山 本 憲 一	鳥取市秋里 811
〃	片 山 廣 道	鳥取市秋里 1129
〃	奥 田 寿 一	鳥取市西品治 641
〃	米 田 豊	鳥取市南隈 57-3
〃	中 島 建	鳥取市南隈 65
〃	宮 本 順 一	鳥取市晩稲 224
〃	宮 本 計 温	鳥取市徳尾 26
監 事	岡 田 幸一郎	鳥取市徳吉 185
〃	吉 田 一 夫	鳥取市南隈 11
〃	米 沢 憲 司	鳥取市秋里 830

平成 27 年 4 月 1 日就任 任期 4 年

## 鳥取県告示第452号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川課及び西部総合事務所米子県土整備局に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 6 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 河川の名称  
二級河川大水落川水系大水落川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成27年 6 月23日
- 3 廃川敷地等の位置  
米子市夜見町字砂浜3088-22
- 4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 854平方メートル

5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。

**鳥取県告示第453号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成27年6月23日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人北栄町社会福祉協議会	東伯郡北栄町瀬戸36-2	社会福祉法人北栄町社会福祉協議会 居宅介護事業所	東伯郡北栄町瀬戸36-2	居宅介護	平成27年7月1日

**鳥取県告示第454号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり上大口土地改良区から役員住所に変更を生じた旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年6月23日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

理事	福井 勲	変更前	倉吉市八屋 165
		変更後	倉吉市八屋 165-1
監事	濱本 徳一	変更前	倉吉市福庭 597
		変更後	倉吉市福庭町一丁目 107

**労 働 委 員 会 告 示**

**鳥取県労働委員会告示第1号**

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、鳥取県労働委員会あつせん候補者の氏名、閥歴等を次のとおり告示する。

平成27年6月23日

鳥取県労働委員会会長 濱 田 由 紀 子

氏 名	住 所	現 職 等	委 嘱 年 月 日
石 黒 豊	境港市	元鳥取県労働委員会委員 元鳥取県議会議員	平成27年5月27日
浦 木 恵 子	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 臨床心理士	平成27年5月13日
太 田 正 志	米子市	元鳥取県労働委員会委員 弁護士	平成27年5月27日
河 本 充 弘	鳥取市	元鳥取県労働委員会委員 弁護士	〃
杉 山 尊 生	米子市	鳥取県労働委員会委員 弁護士	平成27年5月13日

竹 本 英 雄	鳥取市	元鳥取県労働委員会事務局長	平成27年5月27日
長 井 いずみ	〃	鳥取地方裁判所民事調停委員 税理士	〃
濱 田 由紀子	倉吉市	鳥取県労働委員会委員（会長） 弁護士	平成27年5月13日
松 田 道 昭	東伯郡	元鳥取県労働委員会委員 元鳥取県議会議員	平成27年5月27日
三 谷 裕次郎	鳥取市	鳥取県労働委員会委員（会長代理） 弁護士	平成27年5月13日
吉 谷 康 子	〃	鳥取県労働委員会委員 鳥取地方裁判所民事調停委員 税理士	〃
安養寺 淑 枝	〃	鳥取県労働委員会委員 元トミタ電機労働組合執行役員	〃
池 内 保 子	〃	鳥取県労働委員会委員 元日本労働組合総連合会鳥取県連合会女性委員会 事務局長	〃
田 中 穂	東伯郡	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	平成27年5月27日
弘 中 光 典	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 U Aゼンセン鳥取県支部長	平成27年5月13日
松 崎 浩 哉	米子市	鳥取県労働委員会委員 全日本運輸産業労働組合連合会鳥取県連合会執行 委員長	〃
本 川 博 孝	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 全日本自治団体労働組合鳥取県本部執行委員長	〃
米 村 徹	鳥取市	情報産業労働組合連合会鳥取県協議会議長	平成27年5月27日
若 槻 千 鶴	米子市	日本私鉄労働組合総連合会日ノ丸自動車支部執行 委員	〃
稲 井 幾 子	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 株式会社いない取締役副社長	平成27年5月13日
江 尻 敏 美	境港市	鳥取県労働委員会委員 共和水産株式会社相談役	〃
柴 田 耕 志	倉吉市	倉吉商工会議所事務局長	平成27年5月27日
竹 上 順 子	米子市	鳥取県労働委員会委員 株式会社インタープロス代表取締役	平成27年5月13日
松 本 順 次	〃	米子商工会議所専務理事	平成27年5月27日
宮 城 定 幸	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事	平成27年5月13日
山 内 啓 介	〃	鳥取商工会議所事務局長	平成27年5月27日
和 田 好 生	〃	鳥取県労働委員会委員 元鳥取三洋電機株式会社代表取締役社長	平成27年5月13日
田 栗 正 之	〃	鳥取県労働委員会事務局長	平成26年4月1日
佐々木 登美雄	〃	鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	平成23年1月1日

## 正 誤

平成27年 4 月 21 日付鳥取県公報第8692号の鳥取県告示第295号（保安林の指定施業要件の変更について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 6

行 18及び19

誤 793の 2 から793の18まで

正 793の 2 から793の 8 まで、793の10から793の18まで

頁 7

行 2

誤 「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を

正 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を